

令和4年10月定例会

教育長報告

久喜市教育委員会

## 資 料 目 次

- ア 久喜市議会令和4年9月定例会議市政に対する質問（教育委員会関係）について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- イ 久喜市議会令和4年9月定例会議提出議案・議決結果（教育委員会関係）について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- ウ 久喜市教育振興基本計画策定委員会の答申について・・・・・・・・・・・・ 26
- エ 令和4・5年度久喜市教育委員会研究委嘱の追加について・・・・ 27
- オ 久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用について・・・・・・・・・・・・ 28
- カ 令和4年度久喜市一般会計補正予算（第8号）（案）に係る・・別冊  
意見聴取について

ア 久喜市議会令和4年9月定例会議市政に対する質問（教育委員会関係）  
について

原稿作成者	学務課長 関口 智彰	
発言番号 1-1	通告第 3 号	盛永 圭子 議員

《質問事項》

3 スクールバスの発着所での生徒たちの雨対策を考えてほしい

《質問の要旨》

- (1) 生徒たちのことを考えて雨対策を真剣に考えてほしいが、いかがか伺う。  
(2) 鎮守の森公園に屋根のある駐輪所を造ってはどうか伺う。

【答弁予定原稿】

大項目3のご質問に対してご答弁申し上げます。

(1)、(2)は関連がございますので、一括してご答弁申し上げます。

菖蒲中学校スクールバスの乗降場所は、生徒の待機場所やバスの停車スペースなどを考慮し、保護者からご意見を伺いながら、新校設立準備委員会において協議し、5か所に設置したところでございます。

乗降場所につきましては、バスを利用する生徒の入学及び卒業に伴い、毎年度見直しを行うこととしており、位置を変更する可能性がございます。

このようなことから、鎮守の森公園を含めた自転車置き場への屋根の設置は考えていないところでございます。

原稿作成者	指導課長 川羽田 恵美	
発言番号 1-3	通告第 8 号	齊藤 広子 議員

《質問事項》

2 がん対策についての総合的な取り組みについて

《質問の要旨》

- (2) がんサバイバーや医療関係者等との連携した取り組みが進んでいる。久喜市の「がん教育」の現状について伺う。

【答弁予定原稿】

大項目2の(2)のご質問に対してご答弁申し上げます。

学校における「がん教育」は、がんに関する正しい知識と自他の健康と命の大切さについて理解させるとともに、共生社会の実現に寄与する資質や能力を図る重要な教育であります。

市内小・中学校では、「がん教育」を体育及び保健体育、特別活動、特別の教科道徳等の授業において計画的に実施しております。平成30年度に文部科学省「がん教育」モデル校として研究を行った菖蒲小学校は、がん経験者をゲストティーチャーとして招聘した授業を継続して実践しております。また、昨年度、その菖蒲小学校において「がん教育」を含めた健康教育について、久喜市教育委員会委嘱の研究発表会を開催しました。がん経験者の話を聞いた児童からは、「がんについて正しい知識を持っていれば、自分や誰かの命を救うことができるということを知った。」「がんがとても身近な病気だとわかった。定期検診や正しい生活習慣を家族と実践したい。」等の意見が寄せられました。

教育委員会といたしましては、医療・保健機関との連携した実践事例が紹介されている埼玉県が作成した『「がん教育総合支援事業」実践報告書』や、文部科学省が作成した「外部講師を活用したがん教育ガイドライン」等の資料を各学校へ周知し、外部人材の積極的な活用を図り、がん教育の更なる推進に努めてまいります。

原稿作成者	指導課長 川羽田 恵美
発言番号 1 - 4	通告第 15 号 丹野 郁夫 議員

#### 《質問事項》

##### 1 学校トイレの清掃のあり方に関して

#### 《質問の要旨》

- (1) 各学校のトイレ清掃の主体となるべき者は誰かについて伺う。
- (2) 教職員がトイレ清掃をすることの是非について伺う。
- (3) 児童生徒がトイレ清掃をすることの是非について伺う。
- (4) PTA等の保護者がトイレ清掃をすることの是非について伺う。
- (5) 業者等へ外部委託している学校はあるのか伺う。
- (6) 各学校、少なくとも年1回程度、大規模なトイレ清掃を業者に外部委託する考えはあるのか伺う。

#### 【答弁予定原稿】

大項目1のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。  
はじめに、(1)でございます。

本市を含めて、我が国の小・中学校の多くが、清掃をすることにより規律を正し、心を磨くことに効果があるなどの人格形成の観点や、当番活動としての清掃を行うことが公共心や公德心を育成するなど、教育効果が大きいことから、児童生徒及び教職員が学校清掃の主体となっており、トイレ清掃もその一つとして行っています。

次に（２）でございます。

児童生徒の行う清掃活動は、望ましい勤労観を育成するなどキャリア教育の一端を担っており、教職員は自ら率先垂範を行うなど指導する立場から、児童生徒と協働しながら清掃活動に取り組んでおり、今後も継続して取り組んでまいります。

次に（３）でございます。

学校における清掃活動について、文部科学大臣が告示する学習指導要領では、特別活動編「一人一人のキャリア形成と自己実現」の項目の中で、「清掃などの当番活動や係活動等の自己の役割を自覚して協働することの意義を理解し、社会の一員として役割を果たすために必要となることについて主体的に考えて行動できる」活動として位置づけています。

トイレ清掃は、学校清掃の一部であり、同様の教育的意義がありますので児童生徒も行えるものと考えますが、昨今の新型コロナウイルス感染症感染拡大期に、児童生徒がトイレ清掃を行うことへの懸念がございましたので、この時期に特別に配置されたスクール・サポート・スタッフや学習支援員または教職員が行った学校もございます。

次に（４）でございます。

学校によっては、PTAなどの保護者がトイレを含む学校清掃のお手伝いをしてくださっています。これはトイレの環境を美しく、清潔に整えたいというPTAはじめ保護者の皆様の願いから、自主的に行っていただいているものです。

トイレのすみずみまで掃除していただく、衛生環境からも効果があり、また児童生徒が感謝の気持ちを持てることなど意義ある活動であると受け止めております。また、ご厚意によるものでございまして、保護者の過剰な負担とならないようにお伝えしてまいりたいと考えます。

次に、（５）でございます。

教育委員会では、各小中学校のトイレ清掃について、業者委託は行っておりません。

次に、（６）でございます。

児童生徒等による日常的なトイレ清掃で十分な対応ができない場合は、今後、教育委員会による清掃の業者委託について検討してまいりたいと考えております。

原稿作成者	学務課長 関口 智彰	
発言番号 1-4	通告第 15 号	丹野 郁夫 議員

《質問事項》

3 義務教育学校の地域住民理解度は

《質問の要旨》

義務教育学校の方針の決定に、未だ一部の保護者や区長さんへの周知が不足している状況がある。継続して地域住民の方々へ丁寧に説明するよう求めるが、教育委員会の考えを伺う。

【答弁予定原稿】

大項目3のご質問に対してご答弁申し上げます。

上内小学校の小規模化に伴う学校統廃合等の検討につきましては、平成29年5月に開催した久喜市立小・中学校学区等審議会において諮問し、同年12月から令和3年12月までの間に保護者及び学区内の区長等を対象として、計22回の説明会等を行ってまいりました。

これら説明会等では、小規模校における利点と課題、学校統廃合の方策や義務教育学校の設置の効果などの説明を行いながら、学校統廃合に関する意向調査を実施し、保護者等のご意見を伺ってきたところでございます。

また、各説明会等の実施後、学区等審議会にその状況などを報告し、継続的にご審議をいただいていたところでございます。

こうした審議を重ね、議論が熟成していく中で、上内小学校の小規模化を解消する方策としては、義務教育学校を設置することが望ましいのではないかとの方向性で意見が集約されたことから、令和4年3月に開催した学区等審議会におきまして、上内小学校、鷺宮小学校及び鷺宮西中学校を統合し、新たな義務教育学校を現在の鷺宮西中学校の位置に開校することが望ましい旨の答申をいただいたところでございます。

これを受け、教育委員会令和4年4月定例会におきまして、「学区等審議会の答申を踏まえた義務教育学校を新設する方針」を決定したところでございます。

5月には、この方針の決定について、保護者に対しては学校を通じてお知らせし、学区内の区長、関係学校の学校運営協議会会長及び学区内のコミュニティ協議会会長に対しては、担当職員が個別に訪問したうえで、直接説明するなどお知らせしたところでございます。

また、6月には、同様に、義務教育学校のメリットや今後の進め方などをお知らせしたところでございます。

このような説明などを行った結果、一定のご理解が得られたものと考え、新たに設置する学校の基本的な事項について検討するため、関係学校の児童生徒の保護者、鷺宮西中学校区内の区長など20名から構成される「鷺宮西中学校区における義務教育学校設立準備委員会」を6月28日に設置したところでございます。

その後、鷺宮西中学校区内の区長を対象として、8月31日に鷺宮西中学校区における義務教育学校についての報告会を開催いたしました。

この報告会では、改めて方針決定の経緯や準備委員会における検討状況、開校までのスケジュールなどをご報告し、ご意見やご質問をいただいたところでございます。

今後につきましても、必要に応じて意見交換会等を開催し、保護者や地域の皆様と、開校に向けた情報の共有を図ってまいります。

原稿作成者	文化財保護課長 堀内 謙一	
発言番号 3-3	通告第 9 号	石田 利春 議員

《質問事項》

5 栗橋地区の観光案内となっている「地名案内柱」の修復を

《質問の要旨》

観光案内を目的として建てられた「地名案内柱」が劣化して倒れかけており、修復がもとめられるが、どのような対応となっているか。

【答弁予定原稿】

大項目5のご質問に対してご答弁申し上げます。

この標識は、「埼玉県ふるさと歩道整備事業」に基づき、昭和61年から62年にかけて、当時の県の自然保護課が設置したものでございます。

この事業が県において平成13年度に廃止されたことに伴い、標識が旧栗橋町に譲渡された経緯がございますが、設置から30年以上経過しており、老朽化したものから順次撤去しているところでございます。

原稿作成者	学務課長 関口 智彰	
発言番号 3-4	通告第 11 号	渡辺 昌代 議員

《質問事項》

#### 4 菖蒲中学校での夏期部活動におけるスクールバス運行の結果について

##### 《質問の要旨》

- (1) 実際にはどのくらい便を出せたのか。その様子はどうであったか。
- (2) 今年度の冬休み、春休みはどう考えているのか。
- (3) 来年度以降予算を付けて子ども達の健康と安全を守るべきと考えるが検討しているのか。

##### 【答弁予定原稿】

大項目4のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに、(1)でございます。

夏期休業期間中につきましては、学校と協議し、一日あたり、登校時2便、下校時3便の計5便で、12日間の運行を実施したところでございます。

次に、(2)でございます。

冬期休業及び学年末休業期間中のスクールバスの運行につきましては、現時点では考えていないところでございます。

次に、(3)でございます。

来年度以降の休業期間中のバス運行については、今年度の運行や利用状況などを踏まえて、検討してまいりたいと考えております。

原稿作成者	教育総務課長 榊原 俊彦		
発言番号 3-4	通告第 11号	渡辺 昌代 議員	

##### 《質問事項》

#### 5 小中学校の体育館へのエアコンの設置の視察・検討について

##### 《質問の要旨》

- (1) 視察についてどのように行ったのか。教育部としての感想は。
- (2) 初期費用、維持管理費用、更新費用等の検討はしたか。
- (3) 設置の決断を今、すべきと考えるがいかがか。

##### 【答弁予定原稿】

大項目5のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに、(1)でございます。

体育館に設置した空調設備の効果を確認するため、志木市教育委員会のご協力をいただき、令和4年7月11日に志木市立志木第四小学校の体育館を視察



いたしました。

当日は、空調を稼働させた中で、体育の授業が行われておりましたが、マスクを着用したまま体育の授業ができるほどの室温であり、十分に効果があることを確認いたしました。

次に、(2)でございます。

今回は、空調設備の効果に関し、確認するための視察を行ったものであり、現時点では初期費用等の検討は行っていないところでございます。

次に、(3)でございます。

体育館の空調設備の効果につきましては、実際に有効であることを確認したところでございますが、大規模改造事業や耐震化整備事業及び学校統廃合の進捗などを踏まえ、今後、体育館への空調の設置に向けた課題の抽出を行ってまいります。

原稿作成者	指導課長 川羽田 恵美
発言番号 3-5	通告第 12 号 榎本 英明 議員

#### 《質問事項》

### 3 教員の働き方改革について

#### 《質問の要旨》

「教員の過酷勤務」について、現状の久喜市としてどのような対応を取っていますか。以下伺います。

- (1) 非正規教職員の割合が増え、継続的な仕事は任せにくいとの考え方から正規雇用教員に仕事が偏りがちになっていませんか。
- (2) デジタル化による新業務(ICT)が教育活動の重荷になっていませんか。  
※IT に特化した職員を数名雇用する等の対応が必要と考えるが如何か。
- (3) 1 か月「過労死ライン：80 時間」を超えてはいませんか。  
また、現状の残業時間は平均でどれくらいでしょうか。
- (4) 今後「教職員の働き方改革」として特に自宅での持ち帰り業務、部活動顧問の民間委託などは具体的にはどのような改革をお考えでしょうか。

#### 【答弁予定原稿】

大項目 3 のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに、(1)でございます。

本年 5 月 1 日現在、市内小・中学校では 7 2 4 名の県費負担教職員が勤務して

いますが、そのうち臨時的任用教職員は53名、7.3%でございます。昨年同期は10.2%、76名でしたので、本市に限っては臨時的任用教職員の割合は減少しています。

県では、臨時的任用教職員は、原則1年間で異動することとしていますが、十分な資質能力を有する職員を採用し、本採用教職員と同様に学級担任や各種主任を担当しておりますので、授業時間数や校務分掌等の仕事が本採用教職員に偏ることのないよう配慮をしています。また、特定の教職員に仕事が集中し、過度の負担にならないよう、組織として日々の業務遂行に努めています。

次に、(2)でございます。

本市は、国のGIGAスクール構想が打ち出される前から、校務のデジタル化、授業へのICTの導入を積極的に進める中で、教職員のデジタル技能の向上に努めてまいりました。Googleのパートナー自治体の認定を受け、教職員一人一人の技能に応じたICT活用にかかる研修会も実施しています。さらに、GIGAスクール推進室の職員やICT支援員が各学校を訪問し、直接教職員の支援を行っています。

したがって、本市の教職員は早期に必要なスキルを身に付けておりますので、デジタル化による業務が重い負担にはなっていないと受け止めています。

次に、(3)でございます。

直近の調査(令和4年6月)では、市内小・中学校における1か月あたりの勤務時間外の在校等時間の平均は51.6時間です。また、80時間を超える教職員は全体の13%おりますが、これを前年同月と比較すると8ポイント減少しております。校種別では小学校が10%であるのに対し、中学校は19%と多く、部活動指導がその要因となっております。

次に、(4)でございます。

児童生徒に対しよりよい教育を行うためには、教職員自身が心身共に健康でなければなりませんので、教員の「働き方改革」を推進し、学校教育の質の維持向上を図ることを最重要課題の一つとして取り組んでいます。学校の業務削減や改善を進め、時間外の在校等時間を縮減し負担軽減を協議するため、管理職や教員、養護教諭、事務職員からなる「久喜市学校における働き方改革推進委員会」において審議し「働き方改革基本方針」を策定しています。

授業準備やテストの採点業務等、自宅に持ち帰って行うことの多い業務については、Googleフォーム等を活用することで業務の効率化を図るなど、ICTを活用した実効性のある取組により、持ち帰り業務の解消に努めています。

また、部活動はその活動の性質上、勤務時間外に行われることが多く、中学校教員の時間外在校等時間の増加の要因となっております。本市では、「部活動ガイドライン」を策定し、休養日の設定や活動時間の制限などにより、部活動顧問の

勤務時間外在校等時間の縮減に努めています。

また、本年6月にはスポーツ庁、8月には文化庁から、中学校部活動の休日の地域移行が提言されました。休日の部活動を学校から切り離し、地域のスポーツ団体等の指導者に担っていただくという方針です。今後、実施にあたっての詳細な内容が示されるとのことですが、指導者の確保や費用負担の在り方など多くの課題がございます。教育委員会では関係部局と連携し、持続可能な部活動の在り方と教員の勤務時間の縮減など働き方改革推進の両面から検討してまいります。

原稿作成者	教育総務課長 榊原 俊彦		
発言番号 3-6	通告第 22 号	成田 ルミ子 議員	

#### 《質問事項》

##### 1 本町小学校の老朽化問題について

#### 《質問の要旨》

- (1) 6月議会の補正予算によって本町小学校の改修はどのくらい進んでいるのか伺う。
- (2) 6月議会での補正で解消しきれない箇所はどのくらい残るか伺う。
- (3) 久喜小、本町小、久喜北小の三者懇談会ではどのような意見が出たのか伺う。
- (4) 学校関係者や地元区長へ学校統廃合へ向けての説明会を実施しているが、どのような説明をし、どのような意見が出たのか伺う。
- (5) 学区等審議会の委員からはどのような意見があったのか伺う。
- (6) 場所を決定し、学校を新築する考えはあるのか、市長の考えを伺う。
- (7) 本町小学校においては方針決定期間中も修繕の必要性が出てくる。今後、どのように対応していくのか伺う。

#### 【答弁予定原稿】

大項目1のご質問に順次ご答弁申し上げます。

はじめに、(1)(2)は関連がございますので、一括してご答弁申し上げます。

本町小学校の雨漏りの修繕につきましては、令和4年度に新たに判明した箇所を含め、令和4年6月補正までの予算により、概ね、12月末までに完了する予定でございます。

次に、(3)でございます。

本町小学校における老朽化の課題を解消するためには、並行して久喜中学校

区における学校統廃合の検討を進める必要があることから、これらを踏まえたとご意見等を伺うため、令和4年

6月3日に、久喜小学校、本町小学校及び久喜北小学校の学校運営協議会会長、PTA代表者及び学校長にご出席いただき、懇談会を開催したところでございます。

懇談会では、本町小学校の通学区域や、統合後の新校の位置、本町小学校の校舎などについてのご意見をいただきました。

この懇談会を踏まえ、本町小学校の学校関係者から、久喜中学校区の適正規模・適正配置についての要望書が、市長宛に提出されたところでございます。

次に、(4)でございます。

説明会につきましては、久喜北小学校及び本町小学校の保護者を対象として、令和4年6月下旬から7月上旬にかけて開催したところでございます。

この説明会では、懇談会での意見を踏まえ、教育委員会としては、久喜中学校区における小学校を現在の3校から2校とすることが望ましいと考えており、久喜北小学校と本町小学校を統合し、新校の位置を本町小学校とする案で検討を進めたい旨の説明をいたしました。

保護者からは、統合の具体的な時期、統合した場合の通学に関する不安や本町小学校の校舎の老朽化への対応などのご意見をいただいたところでございます。

また、令和4年9月1日に久喜中学校区の区長への説明会を開催し、保護者への説明会と同様の説明をしたところでございます。

区長からは、本町小学校の校舎の老朽化への対応、統合の方向性の早期決定や統合後の跡地活用などのご意見をいただいたところでございます。

次に、(5)でございます。

本町小学校の学校統廃合等の方向性については、これまでのところ、今年度で開催した2回の会議でご審議いただいたところでございます。

学区等審議会委員からは、説明会での保護者の様子に関するご質問や、大規模改造の早期実施、教育環境の早期整備などのご意見をいただいたところでございます。

次に、(6)でございます。

本町小学校の統合につきましては、令和4年6月20日付けで、久喜中学校区3小学校を代表して、本町小学校の学校関係者から、「統合後の新校は本町小学校の位置に設置すること」、「校舎の更なる老朽化が心配されることから、新校舎を建築してほしい」という要望書を私宛にいただいております。

私といたしましては、この要望書の内容は、今後、充分検討に値するものであると考えているところでございます。

次に、(7)でございます。

本町小学校に関する方針が決定した後においても、児童が現在の校舎を使用する限り、適切な維持管理に努めてまいります。

原稿作成者	教育総務課長 榊原 俊彦	
発言番号 3-6	通告第 22 号	成田 ルミ子 議員

《質問事項》

2 生活道路等の美化活動の推進を市民と共に

《質問の要旨》

(6) 久喜市建設産業懇話会が担当する除草作業ボランティアについて

【答弁予定原稿】

次に、(6) でございます。

学校における除草作業につきましては、教職員などが随時実施するとともに、保護者や地域の方などのご協力をいただいているところでございます。

そのような中、雑草の成長に除草作業が対応しきれない場合などに、久喜市建設産業懇話会の除草ボランティアによる応援をいただいているところでございます。

この久喜市建設産業懇話会のご厚意による、除草作業の実施にあたりましては、毎年度当初、教育委員会から各小中学校長に対しまして、その趣旨を説明しております。

そのようなことから、今後におきましても、除草ボランティアの趣旨を十分理解した上で、対応するよう周知徹底してまいります。

原稿作成者	学務課長 関口 智彰	
発言番号 3-6	通告第 22 号	成田 ルミ子 議員

《質問事項》

3 歯科検診後の児童生徒の受診状況について

《質問の要旨》

子ども達は、マスク生活により虫歯リスクが高まっても、大人とは違い口の中の異常をうまく表現できないので、親をはじめとした関わる大人が声掛けをし、健康への一助へとしなければならぬと考え、以下質問をする。

(1) 令和3年度における児童生徒の歯科検診後の受診状況及び治療証明が提

出されているのか伺う。

(2) コロナ禍でマスクをしていると虫歯があっても分かりにくいので、検診後の後追い確認も必要になるが、声がけなどしているのか学校での対応を伺う。

【答弁予定原稿】

大項目3のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに、(1)でございます。

令和3年度における歯科健診の受診割合については、令和3年5月1日現在の児童生徒数を基に申し上げますと、小学校は、98.0パーセント、中学校は、95.7パーセントとなっております。

健診を受診した児童生徒のうち、要治療と診断された児童生徒の割合は、小学校は、28.7パーセント、中学校は、22.8パーセントとなっております。

次に、要治療と診断された児童生徒のうち、歯科医を受診して処置を済ませた児童生徒の割合は、小学校は、76.3パーセント、中学校は、64.6パーセントとなっております。

また、処置を済ませた児童生徒には、年度ごとに学校へ受診報告書を提出するよう求めているところでございます。

次に、(2)でございます。

健診後については、各学校においてその結果を児童生徒及びその保護者に通知するとともに、必要な医療や検査等を受けるように促しているところでございます。

また、保健だよりなどにより歯科医の受診を勧奨するとともに、受診が遅れている児童生徒及びその保護者に対しては、保護者会などの機会を捉えて学級担任や養護教諭等からの勧奨を行うなど、受診割合及び歯科衛生の向上に努めているところでございます。

原稿作成者	指導課長 川羽田 恵美
発言番号 3-7	通告第 25 号 川内 鴻輝 議員

《質問事項》

1 中学校の部活動について

《質問の要旨》

- (1) スポーツ庁の「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」を受け、市内中学校の部活動の現状と課題について伺う。
- (2) 部活動の顧問に対する手当の支出状況について伺う。
- (3) 部活動指導員をはじめとする地域人材の現在の募集方法と活用状況について伺う。
- (4) 部活動の地域移行について、下記の考え方について伺う。
  - ア 指導者の賃金とその財源
  - イ 生徒への会費（指導料や月謝）の徴収
  - ウ 人材（指導者の質と量）の確保
  - エ 生徒と指導者のマッチング
  - オ 活動日数及び活動時間
  - カ 施設と用具の提供
- (5) 複数校での合同チームや合同練習の考え方について伺う。また、市町村の枠を超えた合同チームや合同練習の考え方について伺う。
- (6) 市内にモデル校を設置し、実践研究を行うことについて考え方を伺う。

#### 【答弁予定原稿】

大項目1のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに、(1)でございます。

部活動は、学校の授業や学校行事などでは得られない貴重な体験ができる場であり、生徒一人一人が目的意識をもって充実した学校生活を送ることができるだけでなく、互いに認め合い、励まし合い、高め合いながら自己の存在や責任を見つめ、豊かな人間性や社会性を育成することができる、極めて大きな意義をもつ教育活動でございます。本市の中学校は、部活動への加入率が90.8%と高く、生徒は熱心に取り組んでおります。

課題といたしましては、生徒数の減少に伴う部員数の減少、それによる既存の部活動の存続問題がございます。また、教員の長時間勤務の要因となっていることや、指導経験のない競技の部活動の顧問を務めることによる負担などがございます。

本市では「久喜市中学校部活動ガイドライン」を定めており、各学校では、ガイドラインを基に部活動ごとの目標や指導方針に沿った活動計画を作成し、生徒及び保護者への周知を図っております。また、活動時間や練習日数、休養日を設定し、合理的かつ効率的・効果的に活動するように努めております。

次に、(2)でございます。

部活動の顧問が週休日に3時間程度の部活動指導を行った場合、部活動手当として2700円が支給されます。部によって日数は異なりますが、今年度につ

いては、市内のおよそ85%の中学校教員が休日に部活動指導を行っており、活動した日数に基づき支払われております。なお、部活動手当は、教員の給与と同様に埼玉県が負担しております。

次に、(3)でございます。

市の会計年度任用職員である部活動指導員の募集については、学校の申請に基づいて公募し、面接を実施して決定しております。現在、市内における部活動指導員は9名おり、平日は1日2時間程度、週休日は1日3時間程度指導しております。部活動指導員は学校職員として顧問と同様に単独で指導を行い、大会等の引率も単独で行うことができます。

次に(4)でございます。

令和4年6月、スポーツ庁の「運動部活動の地域移行に関する検討会議」及び、令和4年8月、文化庁の「文化部活動の地域移行に関する検討会議」による提言では、令和7年度末を目途に休日の部活動を学校から切り離し地域移行するとともに、令和5年度から3年間を改革集中期間とし、部活動を段階的に地域移行していくことを基本としています。しかし、本提言は、課題が整理されない中で地域移行を進めるとの発表であり、各方面から懸念する意見が寄せられています。国や県において、「今後の中学校教育と部活動の在り方をどうすべきか」などが示されていませんので、詳細については今後検討することになりますが、現時点の状況を申し上げます。

はじめに、アでございます。

地域移行した際の指導者には適切な対価が支払われることが重要である一方、負担が増加することに強い抵抗感を示す保護者もいることが想定されます。財源について、提言では保護者負担とすることと示されておりますが、今後の国や県の動向を注視してまいります。

次に、イでございます。

部活動が地域へ移行した場合の会費につきましては、保護者の理解が得られるよう適切なものとしていく必要がございます。保護者の負担如何により生徒の部活動参加が左右されることのないよう、特に、生活に困窮している家庭への支援は必要でありますので、国や県の支援は不可欠であると考えます。

次に、ウでございます。

部活動の地域移行では、地域のスポーツ団体等の理解が必要なことから、協議を行ってまいりたいと考えております。一方、スポーツ庁において指導者の確保について事例を参考資料としてまとめることですので、それらの事例を参照しながら取組を進めてまいります。また、引き続き部活動の指導を希望する教員もおりますことから、今後どの程度の教員が部活動指導に関わるか把握してまいります。



次に、エでございます。

地域移行における指導者は、参加する生徒の意向を踏まえ活動方針や活動内容を決めていくことから、指導者としての資質や能力が求められます。また、平日の部活動との関連性を考慮する必要もありますので、学校及び顧問の教員との連携が重要であると捉えております。

次に、オでございます。

指導者が部活動の意義を理解した上で、生徒の興味関心や体力・技能の向上に資する指導を行うことができるよう、「部活動ガイドライン」に沿って活動日数や活動時間が設定されるものと考えております。

次に、カでございます。

部活動が地域に移行した場合も、各学校の体育施設・教室・用具等を活用することとなりますので、学校施設の管理の在り方が課題となります。また、複数の学校や市内全校を対象とした部活動の場合は、市の体育施設や文化施設を活用することも考えられます。

次に（５）でございます。

埼玉県中学校体育連盟の「合同チームによる大会参加規程」では、部員数が競技人数を下回った学校による合同チーム編成が認められております。合同チームを編成することにより、競技人数を上回り、大会へ出場ができるようになるとともに、合同練習により練習メニューの幅が広がり、部活動の充実につながるものと考えております。

同規程では、予選大会に同じ地区で参加する学校同士による合同チームの大会参加が認められており、合同練習のしやすさなどを踏まえ、近隣の学校による合同チーム編成が望ましいと考えます。今年度は、野球部において、栗橋西中と鷲宮中の合同チーム、久喜南中・鷲宮西中・幸手西中の合同チームが編成されております。

次に（６）でございます。

部活動の地域移行について、先行研究を行っている自治体や学校がございませぬので、このような事例等を参考にしながら、段階的に地域移行を進めるとともに、モデル校の設置についても調査研究してまいります。

原稿作成者	指導課長 川羽田 恵美
発言番号 4-1	通告第 13 号 田村 栄子 議員

#### 《質問事項》

#### 2 災害時の情報伝達の強化とアマチュア無線の活用は

《質問の要旨》

防災情報の市民への確実な伝達並びに市民からの情報収集には課題があり以下質問をする。

(4) アマチュア無線の防災への活用は

オ アマチュア無線利用の市民への啓発、資格取得を奨励、今後小中学校のアマチュア無線体験の機会などをつくることを検討願えないか伺う。

【答弁予定原稿】

次に、オでございます。

今後の小中学校のアマチュア無線体験につきましては、無線操作の資格を有する無線従事者の監督のもとに実施することなど、開催条件に制約があることから、難しいものと考えておりますが、条件が調った場合には、学校に案内したいと考えております。

原稿作成者	文化財保護課長 堀内 謙一		
発言番号 4-1	通告第 13 号	田村 栄子 議員	

《質問事項》

5 文化の伝承・保存～「絶滅危惧文化」を守るために

《質問の要旨》

- (1) 地域文化に関して合併後行われた調査・把握を伺う。
- (2) 大別してどのようなものがあつたか結果を伺う。
- (3) 今までの地域文化の記録保存はどのように行われたか伺う。
- (4) 今後に取り組む予定を伺う。

【答弁予定原稿】

大項目5のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに、(1)でございます。

教育委員会では、長い歴史の中で生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられた文化財を対象に、これを後世に残すため、調査委員や学芸員による調査を実施し、合併後、報告書や図録等を33冊刊行してまいりました。

次に、(2)でございます。

33冊の主なものとしたしましては、古文書や絵馬等の有形文化財、神楽や獅子舞等の民俗文化財、土中から発掘された埋蔵文化財に関するものでございます。

次に、(3) でございます。

これらが発刊した際には、広報や市ホームページ等でお知らせしているとともに、文化財保護課や郷土資料館で閲覧できることを案内しているところでございます。

次に、(4) でございます。

令和4年度につきましては、これまでの調査を基に、郷土資料館において中島敦に関する特別展を開催する予定でございます。

また、鷲宮催馬楽神楽に関する映像を記録することや、継続的な市内各地の獅子舞等の調査も実施する予定でございます。

今後も、これまで把握できていなかった文化財があった場合には、積極的に調査してまいりたいと考えております。

原稿作成者	指導課長	川羽田 恵美
発言番号 4-1	通告第13号	田村 栄子 議員

#### 《質問事項》

#### 6 小中学校教員の残業改善は

#### 《質問の要旨》

- (1) スクール・サポート・スタッフ配置により、長時間労働問題に係る事務作業負担は解決していると認識しているが、如何か。
- (2) 令和元年6月議会で「校務支援ソフト」「ウェブ会議」の活用等で時間外勤務の削減に努めるとあったが、現在も引き続き実行されているか伺う。
- (3) デジタル化対応の拡大や部活動顧問など、サービス残業の温床になっていると報道されているが、この点をどう捉えているか。

#### 【答弁予定原稿】

大項目6のご質問に対して、順次ご答弁申し上げます。

はじめに(1)でございます。

教員の事務作業などの業務を支援するスクール・サポート・スタッフの配置は、年々拡充を図っており、今年度は7月の時点で21校に配置しています。これにより、小中学校の教員の勤務時間外在校等時間は年々減少しており、教員の業務負担の軽減に成果を挙げていると認識しております。

次に(2)でございます。

校務支援ソフトについては、引き続き活用を進めています。GIGAスクール構想により導入されたGoogleアプリケーションを活用した各種ツールの開発も進

み、年間・月・週行事予定などが連動した学校日誌、google フォーム等を活用した各種アンケート、保護者からの欠席・遅刻連絡などを電子化しており、業務の効率化を図っております。

また、ウェブ会議につきましても、対面の必要のあるもの以外はオンラインによる研修会や会議等に切り替えておりますので、移動時間や会場準備にかかる時間を削減することができ、勤務時間外在校等時間が縮減されています。

次に（３）でございます。

はじめに、学校のデジタル化への対応について、本市は国のGIGAスクール構想に先駆けて、早期に校務のデジタル化や授業におけるICT活用に取り組んできました。

また、Google社と連携した教職員一人一人の技能の状況に応じた研修会の実施やICT支援員、GIGAスクール推進室職員による学校訪問を行い、教職員のデジタル活用技術の向上に努めてきましたので、学校のデジタル化対応が教職員の勤務時間外在校等時間を増やすことにはなっていないと考えます。

次に、部活動は、勤務時間を超えて行わざるを得ない現状から、勤務時間外在校等時間の増加の要因となっております。そこで、教育委員会では令和2年3月に「久喜市中学校部活動ガイドライン」を改訂し、休養日を設けることや、活動時間の制限をするなどして部活動担当者の勤務時間外在校等時間の縮減に努めております。

原稿作成者	指導課長 川羽田 恵美
発言番号 4-2	通告第 14 号 春山 千明 議員

#### 《質問事項》

- 4 策定検討中の次期久喜市地域福祉計画・地域福祉活動計画の中の久喜市再犯防止計画を進めるにあたり更生保護女性会への支援を拡大すべきだがいかがか伺う

#### 《質問の要旨》

- (3)「愛の図書活動」は大変有用な活動として認識されてきているが、学校により対応の差がある。愛の図書コーナーを配置したり、その活動を市民全体に活動の理解を得るため、広報くきにも活動状況を掲載したりするべきだがいかがか。

#### 【答弁予定原稿】

大項目4の(3)のご質問に対し、ご答弁申し上げます。

読書を通して培われる青少年の健全育成のため、久喜地区更生保護女性会の久喜部会、菖蒲部会では、小中学校の児童生徒に対し優良図書を贈る「愛の図書寄贈事業」を、長きにわたり続けていただいております。また、幸手地区更生保護女性会栗橋部会でも、同様に「愛の図書」を贈る活動を実施していただいております、児童生徒に大変喜ばれております。

久喜地区更生保護女性会より寄贈いただいた図書は、児童生徒に貸し出し、読書をしたり、読み聞かせに活用したりし、感想文にまとめています。児童生徒の書いた「一筆感想文」は、各校に掲示するとともに、久喜地区更生保護女性会の方のお計らいで市役所等に展示していただき、市民の皆様にも御覧いただいております。

寄贈された「愛の図書」を各学校では、図書室に「愛の図書コーナー」を配置したり、贈呈式を行ったり、学校だよりやホームページ等で保護者、地域の皆様にお知らせしています。児童生徒が「愛の図書活動」の目的や意図についても理解し、いただきました本を大切に活用していけるよう、引き続き本活動の周知を、学校に働きかけてまいります。

また、広報くきには、毎年寄贈いただいた「愛の図書」の冊数について掲載し、寄贈の経緯についてお知らせしております。

更生保護女性会の皆様には、青少年の非行防止や過ちを犯した人たちの立ち直りの支援などを目的に、日夜活動していただいております。「愛の図書活動」は、その皆様の募金活動により成り立っていることを、広く市民の皆様にご理解していただけますよう、今後も広報活動に努めてまいります。

原稿作成者	指導課長 川羽田 恵美
発言番号 4-2	通告第 14 号 春山 千明 議員

#### 《質問事項》

5 市内小中学校において現在の児童生徒の不登校状況とその支援を伺う

#### 《質問の要旨》

- (1) 小中学校それぞれの児童生徒の不登校の状況を伺う。
- (2) 不登校児童生徒が適応教室において指導を受けている割合はどの程度か伺う。
- (3) オンライン教育が進む中、不登校児童生徒の状況に変化があるか伺う。
- (4) 久喜市の不登校児童生徒の状況から見る傾向をどう分析し、対応をしているのか伺う。
- (5) 不登校の要因として生活困窮や発達障害が考えられる場合もある。福祉部

との連携が不可欠となるがどのような実績があるのか伺う。

(6) フリースクールと不登校児童生徒との関係と学校、教育委員会との連携はどのような状況か伺う。

【答弁予定原稿】

大項目5のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに、(1)でございます。

不登校児童生徒は令和2年度過去最多を更新するなど、全国的に増加しており、本市においても同様の傾向にあります。

本市の不登校児童生徒数は、令和元年度、小学校39名、中学校109名、計148名であったものが、令和3年度は小学校43名、中学校138名、計181名と増加しています。

次に、(2)でございます。

令和3年度の不登校児童生徒のうち、適応指導教室で指導を受けている割合は、小学校43名中の5名、11.6%、中学校138名中の20名、14.4%でございます。

各適応指導教室では、集団への適応、情緒の安定、基礎学力の補充などの活動により、学校復帰、社会的自立を支援するとともに、特に中学3年生には卒業後の進路に向けた学習支援を積極的に行っています。その結果、昨年度の中学3年生10名のうち、9名が高校に進学、1名は就職しました。

次に、(3)でございます。

GIGAスクール構想による1人1台端末の活用により、市内の全ての小中学校で、同時双方型のオンライン授業が可能となっています。やむを得ず登校できない状況にあっても、オンラインにより学校とつながり授業に参加できる機会が保障されています。

令和3年度の不登校児童生徒のうち、オンライン授業に参加した児童生徒は、小学校43名中28名、65.1%、中学校138名中76名、55.1%でございます。

適応指導教室に通いながら学校のオンライン授業に参加できたことがきっかけとなり、学校へ復帰できたケースもございます。

また、朝の会などにオンラインで定期的に参加を続けている児童生徒もおり、学校や友人とのつながりを保つことで、心の安定にも寄与することができるなど、これまでにない成果が表れていると認識しています。

次に、(4)でございます。

本市の不登校児童生徒の傾向ですが、要因・背景としては、小学生、中学生ともに「本人の無気力、不安」が一番多く、次いで「生活リズムの乱れ、あそび、

非行」です。不登校の要因・背景等は個々の状況によって多様であり、それによって支援内容も多岐にわたることから、児童生徒本人や保護者の話をよく聞き、個々のニーズを把握した上での対応や支援が、重要であると考えます。

学校では、不登校の児童生徒や保護者に寄り添い、話を聞いたりケース会議を開催したりして、個々のニーズに合わせた支援を組織的に行っております。また、学校だけでは支援が難しい場合もございますので、不登校児童生徒支援連絡会議を開催し、心理専門員やスクールソーシャルワーカーなど専門的立場からの助言や支援を行っております。

教育委員会では、今年度から、適応指導教室にもフリースクールにも通えない不登校生徒のために、学習支援と社会的自立に向けた支援を行う「久喜市共同オンライン分教室」を、埼玉県と協議し、鷲宮中学校に開設しました。全国初となる取組であり、5教科の授業をオンラインで受けられるだけでなく、プログラミングなどオンラインならではの探究活動を行う内容となっており、参加した場合は出席扱いとしています。

次に、(5)でございます。

生活困窮や発達障がい不登校の要因となるケースもあることから、福祉部との連携は非常に重要なことと捉えております。

生活困窮改善のために福祉部に来た方が、2人の子どもの不登校についての相談をしたことから、福祉部と教育委員会が連携し、当該児童生徒の適応指導教室への入級を実現し、最終的に学校に復帰ができたケースもございます。

また、放課後等デイサービスを利用していた発達障がいがある子どもとその保護者の相談から、担当の福祉部と連携して不登校を解決するための会議を行い、保護者の良好な友人関係の維持を求める要望について、きめ細やかな支援につながったケースもありました。

最後に、(6)でございます。

不登校児童生徒の多様な状況に対応し、きめ細かい支援を行うために、学校、教育委員会とフリースクールが連携し、相互に協力、補完し合うことが重要であると考えます。

現在、本市から5校のフリースクールに児童生徒が通っております。フリースクールに通う児童生徒の在籍校へは、登校状況や学習への取組状況などの報告や、フリースクールの職員による学校訪問等により、学校とフリースクールとの情報交換が行われ、当該児童生徒の社会的自立に向けた連携を図っております。

また、教育委員会では、フリースクールで開催される様々な会議や行事等に参加し、情報提供や情報共有を中心に、連携・協力を行っております。

原稿作成者	中央公民館館長 須田 諭	
発言番号 4-4	通告第 20 号	川辺 美信 議員

《質問事項》

- 1 公民館のコミュニティセンター化は、住民のための実際生活に即する教育・学術・文化の事業の後退につながりかねない

《質問の要旨》

- (1) 公民館をコミュニティセンターに転用するスケジュールについて伺う。
- (2) 公民館のコミュニティセンター化は、教育委員会が決定するという理解で良いのか。また、審議するスケジュールを伺う。
- (3) 公共施設個別施設計画において集会所の譲渡が見直されたことに伴い、公民館のコミュニティセンターの目的も変わったのか見解を伺う。
- (4) 公民館のコミュニティセンター化は、公共施設の縮小と削減に結び付かない。公共施設個別施設計画で進めていくには馴染まないと考えるが見解を伺う。
- (5) 公民館のコミュニティセンター化の目的が利用率と利便性の向上以外にあれば、その点について伺う。
- (6) 公民館のコミュニティセンター化は、イメージ的には看板の付け替えで公民館事業はこれまでどおりに実施するとの答弁があった。以下、次の項目について伺う。
  - ア 公民館とコミュニティセンターの設置目的と運営面の違いについて伺う。
  - イ 公民館とコミュニティセンターとの併設について検討したのか伺う。
  - ウ 中央公民館や東公民館などの利用率の高い公民館もコミュニティセンター化した目的を伺う。
  - エ 公民館機能の廃止とは何を指すのか伺う。
  - オ コミュニティセンター化によって、人員配置と運営体制、事業実施体制の変更点について伺う。

【答弁予定原稿】

大項目1のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに、(1)でございます。

公民館は、令和5年4月からコミュニティセンターとする予定でございます。今後のスケジュールといたしましては、庁内の関係課と必要な調整を行うとともに、今年度中に、関係例規の改正や公共施設予約システムの変更、案内表示板



などの架け替え作業等を行う予定でございます。

次に、(2)でございます。

公民館のコミュニティセンター化については、久喜市教育委員会令和4年6月定例会において、協議事項としてご意見を伺ったところでございます。

その結果、コミュニティセンターにすることにより、これまでの団体による利用に加え、市民の誰もが利用できる施設として有効に活用できることについて、評価するご意見を頂いたところでございます。また、これまで公民館で行ってきた事業をより一層充実させてほしいとのご意見もございました。

今後、開催予定の教育委員会で、公民館の廃止について議決を頂いた後、久喜市議会令和4年11月定例会議に議案として上程し、ご審議を頂く予定でございます。

次に、(3)から(5)までにつきましては、関連がございますので、一括してご答弁申し上げます。

現在、集会所を利用している個人の方も、コミュニティセンターを利用できることになり、利用の幅が広がるものと考えております。

このことも含め、公民館のコミュニティセンター化の目的は、公共施設の縮小と削減ではなく、利用率と利便性の向上及び施設の有効活用でございます。

次に、(6)につきまして、順次ご答弁申し上げます。

はじめに、アでございます。

公民館は、社会教育施設として、地域の住民に対し、教養の向上、健康の増進などを図ることで、日常生活をより豊かにすることを設置の目的としており、サークルなどの団体へ部屋の貸し出しを行っております。

コミュニティセンターは、公民館の設置目的にとどまらず、地域住民のふれあいや交流の場として、団体に限らず個人の方にも部屋の貸し出しを行うものでございます。

次に、イでございます。

社会教育施設としての公民館とコミュニティセンターとの併設施設として「清久コミュニティセンター・西公民館」がございます。この施設の一部の部屋は公民館であるため、その部分については、団体での利用のみとなっております。

このようなことから、公民館部分も含め、個人での利用ができるようにすることにより、利便性の向上と施設の有効活用を図るため、併設施設としないものでございます。

次に、ウでございます。

中央公民館や東公民館においても、他の公共施設と同様に利用の要件を緩和し、団体、個人を問わず利用できる施設とすることで、利便性の向上と施設の有効活用を図るものでございます。

次に、エでございます。

公民館が、社会教育法の適用を受ける施設でなくなること、また公民館事業を実施する組織の名称などが変更となることを「公民館機能の廃止」と考えております。

次に、オでございます。

コミュニティセンター化後は、施設の管理と事業を実施する部門が別組織となることが想定されます。なお、その場合でもそれぞれに必要な人員を配置してまいります。

イ 久喜市議会令和4年9月定例会議提出議案・議決結果（教育委員会関係）について

久喜市議会				教育委員会 審議等状況
議案番号	件名	上段：上程年月日 下段：議決年月日	議決結果	
議案 第47号	令和3年度久喜市一般会計歳入歳出決算認定について	令和4年8月31日 令和4年9月30日	認定	—
議案 第56号	令和4年度久喜市一般会計補正予算（第6号）について	令和4年8月31日 令和4年9月30日	可決	令和4年8月定例会 教育長報告ウ

ウ 久喜市教育振興基本計画策定委員会の答申について

※別冊【第3期久喜市教育振興基本計画（案）】については、「議案第45号 第3期久喜市教育振興基本計画（案）について」の資料と同様につき、本答申（写）への添付を省略。

(写)

久 教 振 第 8 号  
令和4年10月11日

久喜市教育委員会  
教育長 柿沼 光夫 様

久喜市教育振興基本計画策定委員会  
委員長 山本 千恵子

久喜市教育振興基本計画（案）について（答申）

令和3年10月27日付け久教総第928号で諮問のありました久喜市教育振興基本計画について、慎重に審議した結果、別冊のとおり答申します。

エ 令和4・5年度久喜市教育委員会研究委嘱の追加について

令和4・5年度 久喜市教育委員会研究委嘱【追加】

	学校	委嘱課題	研究委嘱
1	久喜小	【道徳教育】 「情報モラル教育」 (デジタルシティズンシップ教育)	「PLAYFUL PROJECT」 —自走する学びの良さについての体験的な理解の実現—

教育長報告オ 「久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用について」につき  
ましては、人事案件であるため非公開です。

**【職種】**

- 1 スクール・サポート・スタッフ
- 2 日本語指導員
- 3 幼稚園教諭